

知事が同意した妻籠水道水源保全地区内の行為に係るモニタリング調査結果について

水大気環境課

1 妻籠水道水源保全地区の概要

水道名	三留野妻籠簡易水道（南木曾町）
水源種別	湧水（第1水源、第2水源）・
取水量	計画：569.4m ³ /日、実績：380.5m ³ /日（令和元年度）
給水人口	1,676人（令和2年3月末現在）
指定年月日・面積	平成11年12月9日 85ha（大部分が山林）

2 行為の概要

事業者	東海旅客鉄道株式会社
行為の種類	土石類の採取その他土地の形質の変更（トンネル）
行為地から水道の取水位置までの距離	第1水源：約440m 第2水源：約390m
施行方法等	(1) 土地の形質変更面積 約1.26ha (2) 工作物の種類及び規模 トンネル（延長：約900m、幅：約14m）



3 経過

- 平成29年4月7日 事業者が長野県水環境保全条例に基づく事前協議書を知事あてに提出
- 平成29年4月25日 知事が環境審議会に諮問（水源への影響や同意の際の条件等）
- 平成29年5月31日 第1回専門委員会（～平成30年2月13日まで5回にわたり検討）
- 平成30年3月13日 環境審議会から知事に答申（13項目の条件及び付帯意見）
- 平成30年3月27日 知事から事業者へ回答（14項目の条件を付して同意）【別添のとおり】
（付帯意見を踏まえ1項目（モニタリング結果の定期的な報告）追加）
- 令和元年5月31日 事業者が平成30年度分の結果を県に提出（9月12日環境審議会に報告）
- 令和2年6月18日 事業者が令和元年度分の結果を県に提出

4 令和元年度調査の概要

- 昨年度同様、工事着手前における現況把握のためのモニタリング調査を実施
- 調査地点数：妻籠水道水源保全地区内外の36地点
（30番の地点については井戸の破損のためデータなし（本年度に再設置））
- 調査頻度：月1回
- 調査項目：地下水位又は流量（水量）、水温、pH、電気伝導率、透視度
- 調査結果：資料2-2のとおり

5 今後の対応

事業者において月1回の調査を継続し、前年度分の結果が県に提出された後、環境審議会へ報告

(様式第 1 号)

長野県指令 29 水大第 378 号
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部名古屋建設部
部長 松野 篤二 様

平成 29 年 4 月 6 日付けで協議のあった妻籠水道水源保全地区内の土石類の採取その他土地の形質の変更（トンネル）については、長野県水環境保全条例第 12 条第 1 項の規定により次の条件を付して同意します。

平成 30 年 3 月 27 日

長野県知事 阿部 守一

(条 件)

1 水量について

- (1) 南木曾町が妻籠水道水源として必要とする最大取水量（平常時 477.1m³/日、緊急時 718.5 m³/日）を確保すること。

2 モニタリング調査について

- (1) 大崖沢の土石流堆積物の上に浅層の観測井と中央新幹線の計画路線付近の深層の観測井を設置し観測体制を強化すること。
- (2) 妻籠水道水源の湧水量を把握するなどトンネル工事による影響の有無を確認できる体制を整備すること。
- (3) 観測井の水位変動が自然現象によるものなのか人為的トンネル工事によるものなのか判断できるよう、観測井の水位について、施工前、施工中及び施行後一定期間（5 年間）観測を行うこと。
- (4) モニタリング調査の結果について、県へ定期的に報告すること。

3 施工について

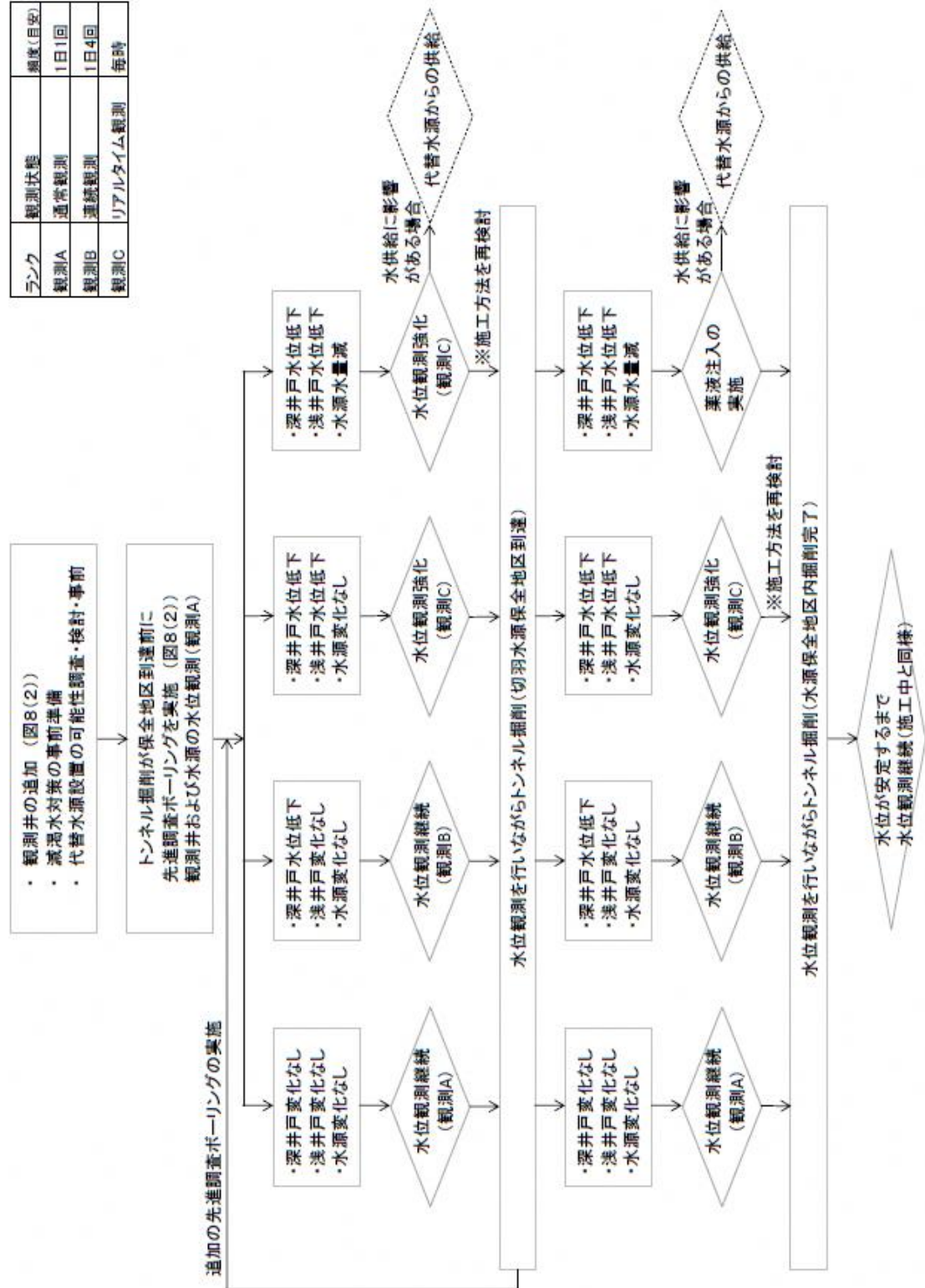
- (1) 平成 29 年 4 月 6 日付けで提出された「水道水源保全地区内行為事前協議書」（以下「事前協議書」という。）及び関係法令等に基づき、妻籠水道水源に影響が生じないように施工に努めること。
- (2) 第 5 回専門委員会に提出した施工フロー（別紙）に基づき施工すること。
- (3) 施工により妻籠水道水源に影響が生じた場合を想定し、施工及びモニタリング方法等について予め対策を確保しておくこと。
- (4) 万が一、妻籠水道水源に影響が生じた場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告するとともに必要な対策を実施すること。

4 情報提供について

- (1) 工事に関する情報は積極的に提供するとともに、南木曾町と情報提供の方法、手段等について取り決めを行うこと。
- (2) トンネル工事により発生するリスクを整理し、そのリスクに対する対応策を地元に説明すること。

5 その他

- (1) 事前協議書に記載している事項と状況が大きく変わる又は変わる恐れがある場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告すること。
- (2) 南木曾町からトンネル工事箇所への立入の求めがあった場合は、出来る限り応じること。
- (3) 南木曾町から要請があれば、妻籠水道水源の保全等に関する事項について文書による確認を行うように努めること。



長野県水環境保全条例（抜粋）

（水道水源保全地区の指定）

第 11 条 知事は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができる。

- 2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる。
- 3 知事は、水道水源保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

第 12 条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。

- (1) ゴルフ場の建設
- (2) 廃棄物の最終処分場の設置
- (3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
【規則で定める規模：1 ha】

- 2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第 1 項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。

（中止命令等）

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 3 項の規定により同意に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告及び検査等）

第 14 条 知事は、水道水源保全地区における水道水源の保全のために必要な限度において、第 12 条第 1 項の同意を受けた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、水道水源保全地区における水道水源の保全のために必要な限度において、その職員に第 12 条第 1 項の協議に係る土地に立ち入り、当該協議に係る行為の実施状況を検査させ、又は当該行為の水道水源に及ぼす影響を調査させることができる。

（罰則）

第 24 条 第 13 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 2 第 12 条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により同意に付せられた条件に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
- 3 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。